

平成23年度科学研究費補助金「特定領域研究」
に係る審査概況とその検証結果

平成23年7月14日

科学技術・学術審議会学術分科会

科学研究費補助金審査部会

はじめに

| | | |
|--------|------------------------------|---|
| I | 審査概況 | 3 |
| 1 | 応募書類の受付 | |
| 2 | 審査体制 | |
| 3 | 審査方法 | |
| II | 「審査概況」に対する検証結果 | 5 |
| 1 | 「応募書類の受付」について | |
| 2 | 「審査体制」について | |
| 3 | 「審査方法」について | |
| 4 | 昨年度評価者から寄せられた意見等への対応について | |
| 5 | その他 | |
| 【参考資料】 | | 7 |
| 1 | 平成 23 年度科学研究費補助金審査機構図 | |
| 2 | 「特定領域研究専門委員会」における審査の流れ（イメージ） | |

はじめに

今回、審査概況の確認とその検証を行ったのは、平成 22 年度において実施した「特定領域研究」に関する審査であり、平成 19 年度に研究を開始した研究領域のうち、3 研究領域に係る「計画研究」及び「公募研究」の応募研究課題が対象である。

また、平成 22 年度に設定期間が終了した研究領域のうち、「研究成果の取りまとめを行うための経費」についての応募研究課題の審査も実施しているが、これについての検証は省略する。

なお、「特定領域研究」は、平成 19 年 8 月の科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会の「審議のまとめ（その 1）」を踏まえ、発展的に見直しが行われ、平成 20 年度に「新学術領域研究（研究領域提案型）」が新設されたことから、今回の審査が最後になる。

(注) 文中に使用する用語は以下のとおり要約し、一般的な呼称等を活用して表記している。

- ・ 科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会 → 「審査部会」
- ・ 「特定領域研究」に係る応募研究課題 → 「研究課題」
- ・ 研究課題の研究計画調書 → 「計画調書」
- ・ 「人文・社会系委員会」、「理工系委員会」及び「生物系委員会」 → 「各系委員会」
- ・ 特定領域研究専門委員会に置かれる研究領域ごとの専門委員会 → 「専門委員会」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」が行う審査に係る調査（採択候補研究課題の選定全般） → 「審査」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」を構成する審査委員 → 「評価者」
- ・ 「評価者」が審査関係資料をもとにあらかじめ個別に行う審査 → 「書面審査」
- ・ 「各系委員会」又は「専門委員会」が「書面審査」の結果を踏まえて行う合議による採択候補研究課題の選定 → 「合議審査」
- ・ 日本学術振興会「電子申請システム」 → 「電子申請システム」
- ・ 科学研究費補助金における評価に関する規程 → 「評価規程」
- ・ 「評価規程」第 12 条（審査の方法）中、
〈新規の応募研究課題の場合（公募研究）〉の書面審査の際「評価の際「問題がある」又は「不十分である」と判断した項目（所見）」 → 「定型所見」

I 審査概況

1. 応募書類の受付

応募書類は、「電子申請システム」を活用して受け付けており、平成 22 年 11 月 10 日までに計画調書の提出（送信）が完了したものを受理している。

受理した計画調書については、応募情報を電算処理した上で同年 12 月上旬までに、審査資料として印刷、製本等を行っている。

なお、応募情報を電算処理した結果、重複応募の制限に抵触するなど、審査対象から除外しなければならない応募研究課題はなかった。

2. 審査体制

審査は、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる委員会において、「評価規程」に則り実施した。

「公募研究」を設定している 3 研究領域について、専門委員会において「計画研究」、「公募研究」双方の審査を実施した。専門委員会は、研究領域ごとに設置し、8 人の評価者で構成している。その中には、当該研究領域を構成する研究者（領域代表者等）も一部参加している。

3. 審査方法

(1) 書面審査の手順

書面審査は 12 月上旬から開始され、全ての研究課題について 3 人による審査が行われるようにしており、審査は 1 月 24 日までに終了することとしている。

なお、評価者は利害関係者に該当する研究課題があった場合には、12 月 16 日までに申し出ることとしており、当該研究課題については、同じ専門委員会に属する他の評価者が審査を行うこととしている。

(2) 書面審査の状況

「計画研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ「可：採択すべき」又は「否：採択すべきでない」の評価を 3 人の評価者がそれぞれ実施した。

「公募研究」の書面審査は、研究課題ごとに、審査に当たっての着目点を踏まえ、5 項目の「評定要素」（「公募要領に示された領域の研究概要との整合性」ほか）ごとに 4 段階の評点を付した上で、その評価結果に基づき「総合評点」について 5 段階の評点を付すこととしている。この評価は 3 人の評価者がそれぞれ実施した。

また、あらかじめ領域代表者が作成した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」（必要に応じ A 4 判 1 枚以内で作成。）を参考資料として配付している。今回は審査が行われた 3 研究領域のすべての研究領域の領域代表者から本資料の提出が

あった。

なお、この資料には、公正な審査に影響を及ぼす可能性のある内容については、「記載することができない内容」として明記し、注意を促している。

| 【注意：記載することができない内容】 | |
|--------------------|---|
| ▲ | 特定の研究者、研究課題を指して有利（不利）に評価することを促すような内容。 （なお、「計画研究でカバーできていない「〇△研究」については、領域の運営基盤を強化する観点ではできるだけ考慮したい。」という程度であれば構わない。） |
| ▲ | 領域全体又は研究項目当たりの採択希望数に関する内容。 （なお、「各研究項目に理論研究者を最低1名は加えたい。」という程度であれば構わない。） |
| ▲ | その他、「公募要領に記載の研究概要と整合しない内容」あるいは「公募要領に記載の研究概要では読み取ることが著しく困難な内容」など、書面審査の公正さを歪めてしまうおそれのある内容。 |

また、書面審査時に「定型所見」を選択することとしているが、当該定型所見は、合議審査及び審査結果開示の際に活用した。

(3) 合議審査の状況

合議審査は、書面審査の結果を集計した上で、各専門委員会において実施している。

【各専門委員会の開催実績】

| 専門委員会名（領域番号） | 開催日 | 応募件数 | | |
|---------------------|----------|------|------|-----|
| | | 計画研究 | 公募研究 | 計 |
| 「実験社会科学」専門委員会（126） | 2月18日（金） | 10 | 14 | 24 |
| 「生殖系列」専門委員会（529） | 3月1日（火） | 16 | 56 | 72 |
| 「植物メリステム」専門委員会（528） | 3月9日（水） | 16 | 94 | 110 |

合議審査は、「計画研究」→「公募研究」の順に行われる。

「計画研究」は、研究領域外の評価者により合議審査を行うため、研究領域を構成する研究者（領域代表者等）は退席し審査に加わらない。

「公募研究」は、基本的に評価者全員で合議審査を行うが、利害関係者に該当する研究課題の審査に、当該評価者は加わらないこととしている。

合議審査では、あらかじめ審査部会で決定した「配分を行う額の上限」及び「採択予定数」をもとに審査しているが、書面審査の結果が高得点のものを自動的に採択することはなく、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論を行った上で、最終的に採択候補研究課題及び配分額を決定した。

なお、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、不合理な重複や過度の集中の確認を徹底しており、今回応募のあった164件の「公募研究」について、書面審査の結果、不合理な重複や過度の集中に該当があると評価者から指摘があった研究課題はなく、また、合議審査においても該当がないことを確認した。

Ⅱ 「審査概況」に対する検証結果

1 「応募書類の受付」について

応募書類の受付については、電子申請システムを活用して行っており、研究機関にとっては応募書類の提出に伴う事務手続きの簡素化、文部科学省にとっては審査資料の作成等の効率化に資するものである。

2 「審査体制」について

平成 23 年度審査は、昨年度に引き続き、「科学研究費補助金における評価に関する委員会の設置について」（平成 21 年 3 月 23 日研究振興局長決定）に基づき置かれる委員会において、「評価規程」に則り審査を実施した。

専門委員会の開催に当たり、あらかじめ各評価者が行う書面審査の結果については、「電子申請システム」を通じて入力するシステムを活用しているが、結果の集計から合議審査のための資料作成が効率的に行われたこと、従前の方式では困難であった「公募研究に係る定型所見」の開示が可能になっていることなどを踏まえると、効率的、効果的な審査の実施につながっていると考えられる。

また、専門委員会は、研究分野の近い比較的少人数で構成され、書面審査と合議審査を経験することができるため、若手が科研費の審査を経験する場として相応しいと考えられる。若手の頃から科研費の審査に評価者として参加する経験は、自身とは背景の異なる研究活動を展開している研究者の様々な考え方に触れる良い機会になっている。ここでの経験が将来的に大型の研究費の評価者として相応しい能力を身につける上で大いに役立つと考えられる。ただし、若手が議論に参加しやすくなるよう、合議審査時における司会役の評価者を含む周囲の評価者が配慮することも必要である。

3 「審査方法」について

専門委員会における審査は、委員会を構成する評価者による書面審査を経るとともに、その結果を踏まえて行う合議審査により適切に進められたものと考えられる。

あらかじめ領域代表者が作成し、書面審査の際に評価者に配付した「領域代表者の立場から見た公募研究への期待等」は、審査の効率的、効果的な実施に役立っていると考えられる。

4 昨年度評価者から寄せられた意見等への対応について

昨年度、評価者から寄せられた、不合理な重複等の確認方法や補欠研究課題の選定に関する意見等については、今回の審査において次のように対応し改善を図っている。

（不合理な重複等の確認方法について）

昨年度は、合議審査の際に、応募研究課題が不合理な重複や過度の集中に該当する可能性があるか否かの確認を行っていたが、限られた時間の中では十分な確認を行う

ことができないことから、事前の書面審査の際にも確認すべきではないかとの意見が評価者から寄せられていた。

これについては、事前の書面審査の際にも確認をしていただき、その結果をあらかじめ事務局で取りまとめ、合議審査の際に、採択候補研究課題について再度不合理な重複等に該当しないかを確認する方法に変更したことで、合議審査を更に効率的かつ円滑に進めることができるようになった。

(補欠研究課題の選定について)

科研費の重複受給制限により、公募研究で採択された者が、新学術領域研究の新規研究領域の計画研究代表者として採択された場合には、公募研究を廃止しなければならないため、廃止される可能性がある公募研究を採択する場合には、補欠研究課題を選定できるようにして欲しいとの要望が評価者から寄せられていた。

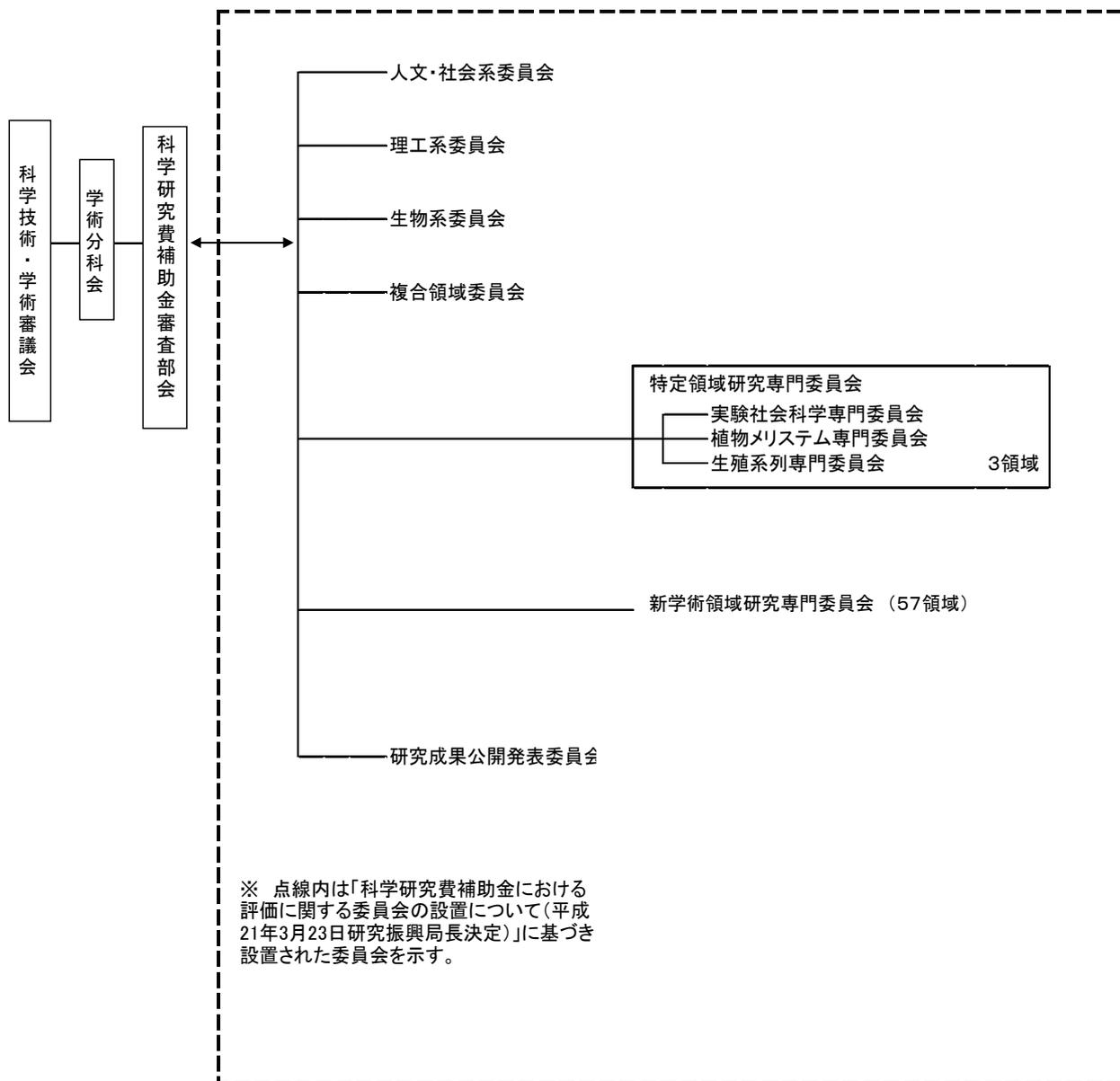
これについては、他の科研費との重複受給制限により年度途中で廃止される可能性がある公募研究を採択する場合には、補欠研究課題を選定することができるよう変更した。

補欠研究課題を選定することで評価者の負担は多少増えているが、採択候補研究課題の選定過程において、補欠研究課題の絞込を行うことができることや、選定すべき補欠研究課題数も限られていることから、大きな負担にはなっていないと考えられる。

5 その他

公募研究については、「定型所見」による審査結果の開示を行っている。このシステムは、公募研究の審査の充実を図るとともに、評価者の負担をできるだけ軽減しつつ、可能な範囲で開示の充実を図るためのものであるが、審査の改善にも少なからず効果があると判断する。

平成 23 年度 科学研究費補助金 審査機構図



「特定領域研究専門委員会」における審査の流れ（イメージ）

(1) 専門委員会に評価者を配置

「〇△研究領域専門委員会」（通常 8 人）
 (研究領域内評価者) A、B、C
 (研究領域外評価者) D、E、F、G、H



(2) 各評価者が書面審査を実施

当該研究領域に応募のあった研究課題ごとに 3 人の評価者を割り振る。割り振りにあたっては、評価者の専門性、審査担当件数等を考慮しながら行い、「利害関係者」の申し出があった場合には、他の評価者に割り振りを変更する。

全ての研究課題について、3 人ずつで書面審査（評点等）を実施。

【評価者への研究項目ごとの割り振り例】

| | | | |
|------------|---|----------------------|----------|
| (研究領域内評価者) | A | → (研究項目) A 0 1、A 0 4 | (計 75 件) |
| | B | → A 0 2 | (計 35 件) |
| | C | → A 0 3 | (計 40 件) |
| (研究領域外評価者) | D | → ※計画研究、A 0 1、A 0 3 | (計 80 件) |
| | E | → A 0 1、A 0 2 | (計 75 件) |
| ※計画研究は研究 | F | → ※計画研究、A 0 3 | (計 50 件) |
| 領域外の評価者 | G | → A 0 2、A 0 4 | (計 80 件) |
| のみで審査 | H | → ※計画研究、A 0 4 | (計 55 件) |

(3) 書面審査結果を集計し、その内容を踏まえながら合議審査を実施

合議審査は、原則として当該研究領域専門委員会を構成する評価者全員が一堂に会して行う。また、合議審査に参加した評価者全員により、評点に対する考え方、研究課題に対する所見の内容等に関し活発な議論が行われ、最終的に合議により採択候補研究課題を決定。

「〇△研究領域専門委員会」（通常 8 人）
 (研究領域内評価者) A、B、C ← 計画研究の合議審査時は退席。
 (研究領域外評価者) D、E、F、G、H ← うち 1 人が司会役。

(集計した書面審査結果に基づく審査資料のイメージ (評点部分のみ))

| | 評定要素① | ② | ③ | ④ | ⑤ | 総合評点 |
|---------------|-------|-----|-----|-----|-----|------|
| 応募者 L (研究課題名) | 444 | 344 | 343 | 444 | 434 | 445 |
| 応募者 M (研究課題名) | 343 | 333 | 443 | 432 | 333 | 443 |
| 応募者 N (研究課題名) | 332 | 333 | 233 | 332 | 322 | 332 |